

市民税・都民税申告書へのマイナンバー記載のお願い

平成29年度分以降の市民税・都民税申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。マイナンバーが記載された申告書を提出される際は、成りすまし等を防止するため厳格な本人確認（窓口では下記書類の原本提示、郵送ではコピーの添付）を行います。

本人確認は

- ① 記載されたマイナンバーの持ち主であることの確認（身元確認）
- ② 正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）

を行います。

身元確認 (申告者ご本人であることを確認)	番号確認 (記載されたマイナンバーが正しい番号であることを確認)
 <p>運転免許証等 下記の表をご覧ください</p> <p>+ 【表面で身元確認】</p>	 <p>※通知カードは記載内容が住民票に記載されている事項と一致する場合のみ証明書類として使用可能です。</p> <p>【裏面で番号確認】</p>

《身元確認書類》

マイナンバーカード
運転免許証
パスポート
資格確認書
在留カード
障害者手帳等

※本人確認書類は有効期間内であることが必要です。

その他の書類は、原則として提示日において、
発行・作成から3ヶ月以内のものとします。
〈裏面もご覧ください〉

《番号確認書類》

マイナンバーカード
マイナンバーが記載された住民票等
通知カード

※令和2年5月25日以降、通知カードはカードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用可能です。

窓口では原本の提示を（コピー不可）、郵送の場合はコピーを添付して下さい。



代理権の確認（本人以外が提出される場合）

本人以外の方がマイナンバーの記載された市民税・都民税申告書を提出される場合は、

- ① 代理権の確認（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
 - ② 代理人の身元確認（表面《身元確認書類》参照）※②について顔写真のないものは2点提示となります。
 - ③ 本人の番号確認（表面《番号確認書類》参照）
- が必要となります。
※窓口提出の際、③に関してはコピーも可です。

ご不明な点は右記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
立川市役所課税課市民税係
電話番号：042-523-2111（内線：1206）

参考

市民税・都民税申告書の手続に関する委任状【例】

（この用紙を委任状としてご利用していただくことはご遠慮ください。）令和〇年〇月〇日

（手続実施日の3ヶ月以内）

◆ 代理人（受任者）

氏名 立川 愛子 (本人との関係：妻)
住所 立川市栄町4丁目99番地2

私は上記の者を代理人に選任し、以下の委任内容に関する手続及び当該手続に伴う個人番号の提供に関する権限を委任いたします。

◆ 委任内容

市民税・都民税申告書の申告・手続き

◆ 本人（委任者）

氏名 立川 太郎 印
※ご本人の署名により、押印を省略することができます。
住所 立川市栄町4丁目99番地2
生年月日 明・大・昭○平・令 20 年 2 月 14 日